

市議会 2 月定例会 行政報告（2 月 2 7 日）

市議会 2 月定例会にあたり行政報告いたします。

西部工業団地の動向について

初めに、西部工業団地の動向についてであります。

本年 2 月 1 9 日、仙台市に本社を構える株式会社ユアテックと進出協定及び売買契約を同時に締結いたしました。

ユアテックは総合設備業ということで、電力流通設備のほか、電気・空調設備、情報通信、計装^{けいそう}、土木、建築等、設備工事全般にわたる調査・企画・設計・施工・メンテナンス業務を行っております。売買面積は 7, 2 2 9. 8 2 平方メートルであり、本年中の進出を予定しております。

このたびの協定及び契約の締結により、西部工業団地全体の販売・協定済みの販売率は 9 8. 9 8 パーセントであります。引き続き早期完売を目指し、残りの土地の販売等を進めてまいりたいと考えております。

過払金返還請求権の差押に係る取立訴訟について

次に、平成 2 4 年 1 2 月定例会で 3 件の訴えの提起を可決いただきました過払^{かばらい}金返還請求権の差し押えに係る取立訴訟が終結いたしましたのでご報告いたします。

今回の訴訟は、平成 2 3 年度に続き、2 度目の実施となりました。

市では、市税債権等を保全するために、滞納者 2 名が貸金業者 3 社に対して有する過払金返還請求権 3 件を差し押さえ、貸金業者に支払請求をしてまいりました。

しかし、貸金業者が市の支払請求に応じなかったため、平成 2 5 年 1 月に株式会

社エイワ、2月にアコム株式会社、SMB Cコンシューマーファイナンス株式会社を相手取り、新発田簡易裁判所へ訴えを提起し裁判を進めてまいりました。

今回の裁判も直接顧問弁護士に依頼するのではなく、顧問弁護士からアドバイスをいただきながら担当課の職員自らが対応してまいりました。

訴訟3件の結果は、勝訴1件、和解1件となり、また1件につきましては、1審の新発田簡易裁判所の判決で市の訴えが一部認められなかったため、判決を不服として新潟地方裁判所へ控訴いたしました^{ききやく}が、残念ながら棄却となりました。顧問弁護士とも相談して、上告も検討いたしました^{ききやく}が、判例など総合的に判断を行い、裁判を終結いたしました。

訴訟額の合計約120万円に対して、回収した過払金^{かばらいきん}の合計額は、利息などを含め約111万円となりました。

平成21年度から滞納者と一緒に進めてまいりました、過払金返還請求^{かばらいきん}に対する取り組みは、滞納者の生活の再建にも役立つと共に、市にとっても有効な歳入確保の手段の一つとなり、一定の成果を収めてまいりました。

今後も滞納者の過払金返還請求^{かばらいきん}に対するサポートを継続し、市税債権等の徴収に取り組んでまいりたいと考えております。

新発田市観光協会の法人化について

次に、一般社団法人新発田市観光協会の設立についてであります。

新発田市観光協会につきましては、去る2月14日に法務局に登記を行い、一般社団法人となりましたのでご報告いたします。

2月14日に新法人の設立準備会を開催し、新理事長に大滝昇^{おおたきのぼる}氏が選任され、その他に9名の理事、2名の監事が選出され、現在の任意団体は、3月末日^もを以って解散し、5月中に清算会を開催することが決議されました。また、3月6日には、

新法人の理事会を開催し、副理事長等の選任や新法人の運営に関わる諸規則を議決する予定との報告を受けております。

なお、私につきましては、新潟県観光協会などの慣例に倣^{なら}い、名誉会長職をお引き受けするよう要請をいただいております。

また、法人の事務局職員については、法人格を取得した事から改めて公募することとし、市の広報紙、ハローワーク、観光協会のホームページで広く募集を行っており、現・任意団体職員の皆様も希望者は応募をされると聞いております。

今年度内に法人登記をした理由につきましては、新たな社団法人の収益事業として、平成26年4月より、次の事業を実施する上で法人格が必要であるためであります。

一つ目の事業としては、新発田市の物産振興を図ることを目的に、電子商取引事業分野に参入することです。

インターネット上で商品の売買を行い代金決済するためには、信販会社や金融機関との契約が必要であり、それらの契約行為を行う際に法人格を必要とします。

二つ目の事業としては、市内周遊観光の利便性を高め、市内または隣接市町村を離発着地とする旅行ツアーの募集や貸切バス運行を行うために、旅行代理店事業分野に参入することです。

旅行業代理店登録には、法人格を有し、旅行業資格保有者が在籍する団体であることが必須条件であります。加えて、日本旅行業協会への申請・許可を経て、県知事の許認可を受けなければなりません。既に、2月20日付けで新潟県旅行業協会を經由して日本旅行業協会に申請しており、3月中旬には新潟県知事への認可申請を行う予定にしております。

いずれの事業も、平成26年4月から実施することが、当市観光振興のこれからを占う上で大変重要で、月岡温泉開湯百年祭やJRグスティネーションキャンペーンでの事業展開においても大変大きな影響を持ちます事から、先行して法人格の取

得を実施したものであります。

なお、法人化した観光協会への支援並びに業務委託を予定しております事業費につきましては、平成26年度当初予算において、ご審議をいただくこととしております。

新発田駅前複合施設基本設計の完了について

次に、新発田駅前複合施設基本設計についてご報告いたします。

市議会では、総務常任委員会で継続的にご審議をいただくなど、ご理解とご協力を賜っておりますことに感謝を申し上げます。

新発田駅前複合施設基本設計業務につきましては、平成25年8月9日付けで株式会社佐藤総合計画と契約し、市民の意見を取り入れた基本設計の策定を目指し、これまで、市民公募による基本設計ワークショップと専門家や各機能に精通している委員による基本設計審査会をそれぞれ6回開催し、意見と議論を積み重ねてまいりました。

また、提案箱の設置、高校生アンケート、大学生との意見交換と様々な手法によって市民意見の反映に努めてまいりました。「雨や雪でも濡れずに駐車場から施設に入りたい」、「飲食できるスペースが欲しい」という意見のほか、様々な意見を基本設計に反映するとともに、来館者の安全や職員が働きやすい動線などの視点も入れながら策定作業を進め、この度、新発田駅前複合施設基本設計をまとめたものであります。

まず、計画の全体概要についてであります。当該施設は、「つなぐ・機能融合」を基本コンセプトに、「まちをつなぐ」、「人をつなぐ」、「活動をつなぐ」をコンセプトの柱とし、図書館を触媒しょくばいに、こどもセンター、キッチンスタジオ、多目的室、カフェなどの機能を融合した延べ床面積5,158平方メートルの施設としております。

図書館機能においては、蔵書数が約39万8,000冊、述べ床面積約4,000平方メートルと、それぞれ現図書館の約2倍としており、現在よりも格段に利便性が向上するものと考えております。

こどもセンター機能においては、子育て世代から要望が多かった冬でも体を動かして遊べる親子プレイルームを設置しております。また、一時預かりや子育てサークルルーム、相談室などの子育てを支援する機能も設けております。

キッチンスタジオは、食の循環によるまちづくりを一層推進できるよう、図書館、こどもセンターと連携しやすい配置としております。

また、音楽練習室や学習・発表機能を持つ多目的室は、学生、ビジネスマン、お年寄りなど、年齢を問わず広く市民活動の場としての活用を期待し、設置しております。

この施設は、新発田駅前という公共交通の結節点に位置していることから、市民をはじめ、通勤・通学による来街者や観光客など、多くの方々からご利用いただけるものと考えております。

次に、概算事業費についてであります。今回の設計範囲は、本体建築、電気、空調・給排水などの本体工事と外構工事、家具・備品としており、設計費、用地購入費を含めた総事業費は、約32億6,000万円を見込んでいるところであります。

当初、約22億5,000万円と見込んでおりましたが、家具、備品費の追加、建物下の駐車場であるピロティ方式たてものしたの採用、労務費及び資材費の高騰などの影響により、概算事業費が増高しておりますが、今後、実施設計の中でさらに精査し、計画どおり事業が完了できるよう調整していきたいと考えております。

新発田駅前複合施設の基本設計につきましては、これをもって完了し、

引き続き詳細な実施設計の策定を行ってまいりたいと考えております。

上赤谷字榎木平地内の土砂流出に係る林地開発行為について

次に、上赤谷字榎木 あざえのきだいら 平地内の土砂流出に係る林地開発行為についてであります。
前回九月定例会において、これまでの経過について、お話ししたところでありますが、その後の経過について、ご報告いたします。

上赤谷字榎木 あざえのきだいら 平地内の林地開発行為につきましては、開発行為の期間を平成
25年11月29日までとして、たいひ 堆肥置場の設置や のりめん 法面緑化等の現場作業が行わ
れてまいりました。その間、9月には県による現地パトロールが行われ、また、
10月にも当市の担当課が同行して現地パトロールが行われております。

県はその際、さしざわ 差沢方面の盛り土部分において、一部成形の必要があること、併
せて、しんちやく 緑化の進捗具合を経過観察する必要があるとして、開発者に指導を行って
おります。

この指導に伴い開発者は、開発行為の期間を平成26年7月31日まで延長する
変更届を県に提出し、11月28日付けで県から開発者に対し、変更内容を認める
通知がなされました。

また、開発行為全体の森林面積17.7182ヘクタールのうち、農園造成部分
に当たる16.822ヘクタールについては、すべての工事が完了したとして、
12月11日に県による現地検査が行われました。

その結果、森林法第10条の2第1項の許可の内容に適合しているとして、12
月25日付けで農園造成部分に係る「開発行為部分完了確認書」が開発者に通知さ
れております。

なお、開発行為として残る さしざわ 差沢方面の盛り土部分については、ゆきど 春の雪解けを待

って、開発者による法面^{のりめん}の一部成形作業と緑化の進捗^{しんちよく}管理が行われた後、期限である7月31日以降、県が完了検査を実施することとなります。

開発行為すべての完了を待って、開発者から残置森林等^{ざんち}の維持管理計画書が提出され、現場における残置森林等^{ざんち}の適正な維持管理に努めることとなり、開発者自らが、新発田市水道水源保護条例はもとより、農地法や森林法など関係法令等を遵守^{じゆんしゆ}するとともに、地域住民、環境への十分な配慮を行うものであります。

以上で行政報告を終わります。